

障害福祉サービス等利用者への 「合理的配慮」の提供について

仙台市健康福祉局障害企画課



仙台市

障害理解促進キャラクター

「ココロン」

この講義の目的

障害福祉サービス事業所等に從事されている皆さまには日頃から細心の注意を払い、サービスの提供にご尽力いただきありがとうございます。

本市に対しては、障害福祉サービス利用者から、様々なお声をいただいておりますが、「事業所から障害特性に配慮した支援を受けられない」という相談も度々寄せられております。

この講義は、利用者に対して適切な配慮を行えるようにするため、「合理的配慮」についてご理解いただくことを目的としています。

1. 障害を理由とする差別について
2. 合理的配慮の提供について
 - (1) 合理的配慮とは
 - (2) 必要な配慮は一人ひとり違います
 - (3) 情報保障とは
3. 必要な配慮について
 - (1) 情報保障・利用手続きの配慮例
 - (2) 心理面の配慮例
 - (3) 環境面の配慮例
 - (4) 「新しい生活様式」における配慮例
4. まとめ

1. 障害を理由とする差別について

平成28年に施行された障害者差別解消法※1、仙台市障害者差別解消条例※2では、以下の2つを障害を理由とする「差別」と規定しています。

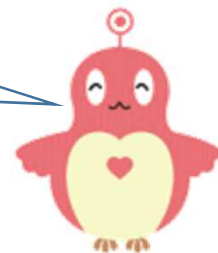
障害のある方に対して

①不当な差別的取扱いをすること

障害のある方に対して

②合理的配慮の提供をしないこと

合理的配慮をしないことも
差別になるんだね。



※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

※2 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

2. 合理的配慮の提供について

(1) 「合理的配慮」とは

障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

2. 合理的配慮の提供について

(2) 必要な配慮は一人ひとり違います

困っていることや必要な配慮は、一人ひとり違います。

そのため、本人に配慮の必要性や具体的な方法などを確認する必要があります。

必要な配慮は本人に確認する必要があるんだね。



2. 合理的配慮の提供について

(3) 情報保障とは

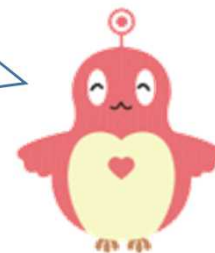
視覚・聴覚・知的・精神・発達障害等により、意思疎通や情報の取得が困難な方に対し、その方にあった方法で情報を提供すること。

Q :

視覚障害のある方に、支援の内容について確認いただく場合の情報保障の方法は？

A :

- × すぐに点字の資料を準備する。
- どのような配慮が必要か、まずは本人に確認する。



3. 必要な配慮について

(1) 情報保障・利用手続きの配慮例

- 様々な方がいることを想定して、多様な媒体を使用する
⇒ 電子メール、インターネット、ファクスなど
- 視覚に障害がある方に対して、口頭による丁寧な説明を行う。また、本人が希望する方法で情報提供を行う
⇒ 点字版、拡大文字版、テキストデータ、
音声データ（コード化したものを含む）など
⇒ 必要に応じて代読・代筆を行う
- 聴覚に障害がある方に対して、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行う
⇒ 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書など
- 言葉の認識が苦手な方に対して、具体的でわかりやすい言葉で説明する

3. 必要な配慮について

(2) 心理面の配慮例

- さまざまな障害の特性に応じて、休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更する
- 作業の手順や周囲の変化に混乱しやすく、臨機応変に対応することが苦手な方に対して、具体的でわかりやすい言葉で説明する
- パニック等を起こした方に、静かに休憩できる場所を提供する

3. 必要な配慮について

(3) 環境面の配慮例

- ・ 施設内の段差にスロープを渡す
- ・ エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- ・ 場所を1階に移す、トイレに近い場所にする等の配慮をする
- ・ 利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整する
- ・ トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設ける
- ・ 色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配色を工夫する

3. 必要な配慮について

(4) 「新しい生活様式」における配慮例

- 手洗いやアルコール消毒など、感染症対策に必要なことを、掲示等でわかりやすく伝える
- マスクで口元が見えず情報が伝わりにくい場合に、筆談や身振り、指差し等の対応をする
- 感覚過敏でマスクの着用が難しい方がいることを周囲に知らせるとともに、十分な距離をとるなど、代替りの手段で柔軟な対応をする

4. まとめ

- ・ 障害のある方に対して合理的配慮を提供しないことも障害を理由とする『差別』にあたります。
- ・ 利用者に対して合理的配慮を提供する際には、この資料の配慮例を参考にしながら、より具体的な方法については、本人に確認することを心がけましょう。

こちらも確認してみてください

○障害のある人もない人も暮らしやすい仙台を目指すための事例集

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/kyose/oshirase/jire.html>

○考えてみよう！誰もが暮らしやすいまち

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/leaflet.html>

